

オーストラリア競争消費者法のフランチャイズ規約改正の経緯にみる「公正性」のあり方

中野和子

はじめに

- 第1 オーストラリアのフランチャイズ法制の変遷
 - 1 自主規制から強制規制へ
 - 2 2014年フランチャイズ規約改正
 - 3 2010年競争消費者法に基づくフランチャイズ規制
- 第2 2019年3月フランチャイズ規約に対するレビューの実施
 - 1 レビューの付託
 - 2 付託により調査を求められた内容
 - 3 提出物の依頼と公聴会の開催
 - 4 調査報告書の構成
- 第3 フランチャイジーの集団行動についての調査報告書の検討内容と改正点
 - 1 事業者の集団行動と競争法との抵触
 - 2 適用免除における「公益性」要件のテスト
 - 3 フランチャイジーの集団行動について
 - 4 2010年CCA（クラス免除-団体交渉）決定2020とフランチャイズ規約改正との関係
- 第4 フランチャイズ契約終了時ののれん（goodwill）の取扱いの論点について
 - 1 契約終了時ののれん（goodwill）の取扱い
 - 2 のれんに対する考え方
- 第5 調査報告書のその他の論点と2021年改正点
 - 1 情報開示及び登録制度
 - 2 フランチャイズ規約に基づく紛争解決の有効性を図る試み
 - 3 フランチャイズ契約に対する不公正な契約条項（Unfair Contract Term）法の影響
 - 4 フランチャイズ契約終了後の取引制限（Restraint of trade）について
 - 5 フランチャイズタスクフォースの実施と議会での議決
 - 6 その他の改正
- 第6 解決されない「持続可能性のないビジネスモデル」という問題点
- 第7 オーストラリアでのフランチャイズ規約改正の手順と日本法への示唆

- 1 オーストラリアのフランチャイズ規約改正手続の特徴
- 2 日本の執行機関による規制改正手続の現状
- 3 日本における規制法制定への示唆

はじめに

日本においては、フランチャイズ契約では、契約自由の原則を優先した法執行や判決が多く、フランチャイザーに対して情報量も資力も劣っているフランチャイジーに実質的に不利な状況が存在する。フランチャイジーが裁判を提起しても敗訴がほとんどであり、フランチャイザーが裁判を提起すればほぼ勝訴となっている。例えば、フランチャイジーがフランチャイザーに対し、フランチャイザーが仕入先から得ているリベートを加盟店に分配しない損害を請求したところ、本部が推薦仕入先から金銭を受領してはならない義務はなく加盟店が取得できる根拠がないとして、請求が棄却された⁽¹⁾。逆に、フランチャイザーが契約を更新せず清算金を請求した事案は、契約締結時の情報提供義務違反や詐欺、錯誤の主張は認められずフランチャイジーが敗訴⁽²⁾している。

これは、裁判所が、契約書に記載している条項に基づいて判断するだけであり、両当事者の情報量格差や交渉力格差も認めず、公正な取引を考慮しないために起きていると考えられる。

同様に、米国では、基本的に自由放任主義を維持しており、FTC が情報開示の規則を設けたものの、積極的に契約内容を規制したり、特別な紛争解決制度を設けたりしていない。EU でも、EC 条約第81条3項（当時）を適用し、垂直的競争制限に対する一括適用免除（block exemption）が設けられて以来、現在まで統一的なフランチャイズ指令はない。

これに対して、オーストラリアでは、フランチャイズ規制に関しては、フランチャイザーとフランチャイジーの力の格差を前提としてフランチャイザ

ーを規制する諸法制度があり、定期的にレビューと修正を繰り返してきた。2014年にも改正が行われ、直近には2021年改正があり、フランチャイズ関係におけるフランチャイザーとフランチャイジーとの力の不均衡に鑑み、公正な取引を実現しようとしている。

すなわち、オーストラリアでは、フランチャイズに関して実質的な公平性が法律上の保護法益となっており、同等性ではないが公平性を原理とした具体的で実効的な法規制を行うことが公正性の内実となっているのである。

オーストラリアでは、今日、フランチャイズチェーン売上高がGDPの約10%を占めるほど発展しており、フランチャイジーが多数の雇用を支えて、国の経済に大きな位置を占めている。

オーストラリアでは他国に類をみないほど契約自由の原則を修正してフランチャイジーを保護する法制度を設けているが、このためにイノベーションは妨げられることなく、フランチャイズ部門は発展していることが特徴的である。

そこで、本稿では、フランチャイズ規約の制定の経過を前提として、2021年の改正において、フランチャイザーとフランチャイジーとの間の「公正性」を実現するためにどのような手続及び議論を経ているかを明らかにした上で、特にフランチャイジーの集団行動に関する適用免除および契約終了時ののれん（goodwill）の取扱いを重点として日本のフランチャイズ規制法制定への足掛かりとしたい。

第1 オーストラリアのフランチャイズ法制の変遷

1 自主規制から強制規制へ

1993年、当該規約に加盟した事業者のみを拘束する自主的な Franchising Code of Practice が導入され、フランチャイジーに対する一定の情報開示、クーリングオフ期間の設定、非良心性に基づく行動基準、紛争解決手続に關

する規定が盛り込まれていた。

しかし、1994年、このコードに署名したフランチャイズ本部が40%~50%しかいないことが明らかとなり、強制的な自主規制 (mandatory self-regulation) か共同規制 (co-regulation) が提案された⁽³⁾。

これを受けて、1997年5月、下院産業科学技術常任委員会 (リード委員会) の報告書「オーストラリアでの公正な取引に向けて」は、当事者間の力の格差を説明するための実効性ある規制戦略がないので、フランチャイザーの強制登録と規則の遵守を求める特定の法律の制定が必要であると結論づけた。

その結果、フランチャイザーとフランチャイジーとの力の不均衡から生じる弊害を軽減し、フランチャイジーに十分な情報に基づいた意思決定を可能にするため、最初の義務的規制であるフランチャイズ規約 (franchise code of conduct) が1998年10月1日、発効した⁽⁴⁾。

これが最初のフランチャイズ規約 (以下、「1998年規約」という。) である。フランチャイズ規約は、公的な規則簿に登録されると、指定された日から有効になる。

当時のフランチャイズ規約では、契約の14日以上前に開示文書と行為規範の写しを開示すべきこと、契約前に法律専門家等の助言を受けた旨のフランチャイジーの署名が必要であること、7日間のクーリングオフ期間があること、フランチャイズの譲渡を合理的理由がないのに拒んではならないこと、などが定められていた。

2 2014年フランチャイズ規約改正

(1) アラン・ウェイン氏のレビューによる勧告⁽⁵⁾

2013年4月30日、連邦政府から委託されたアラン・ウェイン氏が実施したフランチャイズ規約のレビューが発表され、①将来のフランチャイジーに対して最初に提供される情報を含む開示規定の整備、②フランチャイザーの財務情報の透明性、③誠意をもって行動する明示的な義務 (good faith) の導入、④フランチャイズ契約の譲渡、更新または終了時のフランチャイジーの

権利、⑤裁判所命令なしにフランチャイジーに紛争解決の費用を帰属させるフランチャイザーの契約条項の禁止を含む紛争解決制度、⑥フランチャイズ規約の違反に対して最大5万ドルの民事罰を課すなどを推奨した。

（2）2014年改正規約の内容

2014年、このレビューに基づき、1998年規約は、2010年競争消費者法（Competition and Consumer Act 以下 CCA という。）第51条 AE に基づいて規定された産業コードであるフランチャイズ規約に置き換えられた。

2014年フランチャイズ規約改正の趣旨は、第1に、フランチャイザーとフランチャイジーとの間の力の不均衡に対処すること、第2に、フランチャイズの活力と成長を阻害することなく、フランチャイザーの規制を強化すること、第3に、フランチャイザーとフランチャイジーとの間の紛争解決コストを削減すること、第4に、規範を明確にして確実性を増すことにより、リスクを軽減し、フランチャイズ部門の成長を生み出すこと、であった。

2014年改正規約は、1998年10月1日以降に締結されたフランチャイズ契約に関して、2015年1月1日以降に発生するすべての行為に適用される。同規約はフランチャイザーに対し、追加して23項目の情報開示を義務づける規定を含んでいる。そのほか、フランチャイザーには、マーケティングファンド⁽⁶⁾にフランチャイジーの支出を求める場合は、マーケティングステートメントを作成し、毎年10月31日までに同ステートメントを更新する義務が課された。

3 2010年競争消費者法に基づくフランチャイズ規制

フランチャイズ規約以外にも、2010年競争消費者法 CCA には、一般条項として「虚偽の表示および誤解を招くまたは欺まんの行為の禁止」（第18条及び第29条）、「非良心的な行為の禁止」（第21条）、が定められている。さらに、CCA には、フランチャイズに関し、特定サプライヤーから仕入させる場合やテリトリー制限を課す場合に競争を大幅に制限する目的や効果、そ

の可能性がある場合及び最低価格の取決めについての禁止規定がある(第47,45,48条)。

2019年2月には、「誤解を招く行為または欺瞞的な行為」の存在を認定して、クイーンズランド州地方裁判所で、フランチャイジーがパティスリーのフランチャイザーに加盟時の損害賠償請求をした事件で勝訴した例がある⁽⁷⁾。

第2 2019年3月フランチャイズ規約に対するレビューの実施

1 レビューの付託

2018年3月22日、上院の企業及び金融サービスに関する議会合同委員会(Parliamentary Joint Committee on Corporations and Financial Services、以下「委員会」という。)は、フランチャイズ規約の運用と有効性に関する調査を付託し、2019年3月14日、「Parliamentary Joint Committee on Corporations and Financial Services Fairness in Franchising」(以下、「調査報告書」という。)が提出された⁽⁸⁾。

2 付託により調査を求められた内容

調査目的は、2015年施行の直近の改正の評価である。

具体的には、まず、開示文書と情報ステートメントの運用と有効性、次に、フランチャイズ規約に基づく紛争解決の有効性、さらに2016年11月12日以降のフランチャイズ契約に関するオーストラリア消費者法の不公正な契約条項の影響⁽⁹⁾(標準のフランチャイズ契約の変更が生じたか否か)である。

開示事項の妥当性の検討内容としては、検討された論点は、①事前開示の範囲・内容、②強制開示文書の妥当性、③収益情報の提供と正確性、④フランチャイズ販売におけるブローカーの関与、⑤契約期間中の情報開示、⑥マーケティング料金と資金の開示、⑦フランチャイザー登録システムの必要性であった。

そのほか、フランチャイズ規約における契約終了規定の妥当性及び運用実態（フランチャイズ契約終了後の、元フランチャイジーに対する取引制限を含む）、執行の有効性などが調査の対象となった。

3 提出物の依頼と公聴会の開催

委員会は、国民各層や政府機関など広範に意見を求め、特に、フランチャイズ調停アドバイザーオフィス、オーストラリア中小企業及び家族企業オンブズマン、地方、州または準州の中小企業委員、オーストラリア競争消費者委員会（ACCC）、裁判所またはその他の紛争解決機関によって任命または紹介された調停アドバイザーからの報告を求めた。

委員会は406件の提出物を受け取り、190件は機密情報であったが、公開提出物及び補足提出物は、付録1に記載されている⁽¹⁰⁾。フランチャイジーからの提出物のうち、フランチャイザーからの報復を恐れていると述べたものについては、40を超える提出物を非公開で受け入れた。

また、機密提出物を受け入れると委員会が決定したところ、50%以上のフランチャイジーが機密提出物を提出した。

機密提出物が多かった上位10件の問題点は、①リベート及び Third line forcing（仕入先強制）、②誤ったそして誤解を生む開示、③ビジネスモデルが実現不可能、④脱退及び更新の条件、⑤オーナーシップとビジネスモデルの変更、⑥いじめ、脅迫、脅し、⑦紛争解決制度が効果的でない、⑧テリトリー権、取引制限とのれん、⑨マーケティングファンドの不透明性、⑩力の不均衡と不公正な契約条項であった。

また、委員会は半年にわたり、ゴリスベン、メルボルン、シドニー、キャンベラで公聴会を行い証拠収集に努めた。公聴会で証拠を提出した証人のリストは調査報告書の付録2に記載されている。

4 調査報告書の構成

調査報告書は、エグゼクティブサマリー、勧告事項および推奨事項と22の

章及び付録 1 および 2 で構成されている。

具体的には、第 1 章は委員会について、第 2 章はオーストラリアの背景事情、第 3 章は意見の提出者が提起した問題、第 4 章は小売食品グループ (RFG) のケースを取り上げ、第 5 章では業界団体の現状、第 6 章ではフランチャイズの開示と登録、第 7 章では、フランチャイジーへの供給におけるフランチャイザーによる Third line の強制問題、第 8 章では、サプライヤーのリベートに伴う潜在的な利益相反、第 9 章では、不公正な契約条件、第 10 章ではクーリングオフ期間について、第 11 章は契約終了時または更新時の規定、第 12 章では、「のれん (goodwill)」の取扱いについて報告されている。

さらに、第 13 章取引の抑制、第 14 章集団行動、第 15 章紛争解決、第 16 章業界規約の比較、第 17 章自動車産業規約、第 18 章契約前の教育とアドバイスへのアクセス、第 19 章融資・貸付、第 20 章小売リース契約、第 21 章設備投資額、第 22 章フランチャイザーの潜在的な資金源としてのフランチャイジーについての報告がある。

第 3 フランチャイジーの集団行動についての 調査報告書の検討内容と改正点

1 事業者の集団行動と競争法との抵触

(1) 2010年 CCA 第 4 章制限的な取引慣行第 2 節 (Division) の競争規定 (Other provisions)

事業者同士が水平的協定を締結することはカルテル行為として違法とされているが (Division 1 45AD)、それ以外でも、取引を制限する、競争に影響を及ぼす契約、取決め、合意については、競争を実質的に減少させる目的又は効果をもつような合意及び協調的行為 (以下、「競争減殺共同行為」という。) は禁止されている (Division 2 45)。

また、重大な損失または損害を引き起こすことを目的として二次的ボイコ

ット（同45D）、競争の実質的な減少を引き起こすことを目的とした二次的ボイコット（同 45DA）、貿易や商業に実質的に妨害する目的や効果のある又はおそれのあるボイコット（同 45DB）は禁止されていた。

（２）2010年 CCA 第 7 章の認可（authorisations）と届出（notifications） における適用免除

競争減殺共同行為が禁止されていると同時に、集団行動に対して、ACCC が適用免除することができることも定めている（第 7 章第 1 節88条⁽¹¹⁾）。その要件としては、①当該行為が競争を実質的に減殺させる効果をもたらさない、または効果をもたらす可能性がないこと、又は②その行為が公衆に利益をもたらす、または生じる可能性があり、利益は行為から生じる、または生じる可能性のある公衆への損害を上回ることが必要である（同 90（7））。ただし、①の要件は、カルテル行為や二次ボイコット、商品またはサービスの供給に影響を与える契約、再販売価格の維持の場合には認められない（同90（8））。

従って実質的には、公衆に利益をもたらすか、公衆への損害を公衆の利益が上回るかが適用免除においては要件として問題となる⁽¹²⁾。

2 適用免除における「公益性」要件のテスト

（１）公衆の利益、すなわち公共の利益や公共の不利益が何かは、CCA では定義されていない。

オーストラリア競争裁判所は、「地域社会一般にとって価値あるもの、社会へのあらゆる貢献⁽¹³⁾」が公益だとしている。この意味は、「団体交渉が最も経済的に効率的な結果を生み出すことを確認すること」であり、経済的「効率」が求められ、生産効率、投資効率、情報の少ない当事者が利用できる関連情報の質と量なども公益と考えられている⁽¹⁴⁾。

しかし、ACCC は、「交渉力の均衡を保つための交渉力の移転は、公共の利益とはみなしておらず、契約プロセスの効率向上から生じる利益に焦点を

当てている⁽¹⁵⁾」という。

(2) 公衆への不利益、損害との関係

公衆への不利益は、市場における既存の交渉の程度、市場に対するグループの規模、グループが保有する既存の市場支配力、提案に強制的要素が存在しないことなどから判断されるという⁽¹⁶⁾。

例えば、鶏肉生産者グループが鶏肉加工業者に対して集団ボイコットを行う権利を含む団体交渉行為の許可を求めたが、ACCC は、彼らは個人としての交渉力がなく投資コストのため一度確立した事業から撤退することが非常に困難であるという理由で、集団ボイコットを含む団体交渉を認めた⁽¹⁷⁾。しかし、上訴により競争裁判所 (competition tribunal) は、集団的ボイコットの承認により養鶏施設への投資水準や鶏肉の生産量など、より効率的な市場成果が、実際には養鶏サービス市場で生み出される可能性は不確かであり、これまでの、公共の利益が見込める可能性が現実にあるに違いないという基準を適用すると、要件を充たしていないので、ボイコットの権利を否定することとなった⁽¹⁸⁾。

公立病院の医師グループは当該病院との団体交渉の許可を求めたが、州に対する関係では団体交渉が可能であるとしても、地域や当該病院との関係では交渉力が強くなりすぎるとして、ACCC は異議申立てを認めなかった⁽¹⁹⁾。

3 フランチャイジーの集団行動について

(1) 競争法とフランチャイズ規約との整合性

フランチャイズ規約には、フランチャイジー及び将来のフランチャイジーが集団化することを妨害してはならないという規定があり、民事罰もある。これは集団行動を可能とする規定である (2014年フランチャイズ規約33条)⁽²⁰⁾。

この条項は、集団ボイコットまでも規約明文で認めたものではなく、集団ボイコットの可否については CCA の規定で規律されるにとどまっていた。そして、ACCC の2008年団体交渉通知ガイドでは、「集団ボイコットが団体

交渉規定の潜在的な反競争的影響を大幅に増大させる可能性がある」と ACCC が指摘しており、そのような行為に対して法的措置からの保護が認められる可能性は低い。」⁽²¹⁾としている。

しかし、2014年になり、団体交渉の認可申請が少ないこと、団体交渉を求められた相手方が交渉のテーブルにつかないことや、法の趣旨と齟齬するという批判を受け、ACCC は、「集団ボイコット活動を伴う団体交渉は、『効率を高める』⁽²²⁾可能性がある」と述べるに至った。

（2）2017年 CCA 改正

2017年11月6日、オーストラリアの2015年 CCA の包括的見直しが行われた。その変更の1つとして、団体交渉通知プロセスを中小企業にとってより簡便で柔軟にした。もう一つの重要な変更としては、CCA 第4章に基づく特定の種類のビジネス行為であって、競争を大幅に減殺しない、全体的な公共の利益をもたらす可能性がある場合に対してクラス免除を行う権限を ACCC に与えたことがあげられる。

団体交渉通知は、グループの各メンバーが交渉相手と協定を結ぶことを合理的に期待することができ、団体交渉協定に基づく取引の価値が12カ月間で30万豪ドルを超えない場合のみ提出できる。団体交渉通知が行われると、通知が有効に提出されてから14日以内に、ACCC が異議を唱えない限り、14日後から団体交渉に法的保護が及ぶ。

集団ボイコット行為の通知によって提供される法的保護は、通知が有効に提出されてから60日以内に、ACCC が異議を唱えない限り、60日後に開始される。

しかし、NSW 州中小企業委員会は、既存の条項は、ほとんど使われていないと述べた。その理由は、通知には1000豪ドル、承認には7500豪ドルの費用がかかるからである。同委員会は、過去5年間、フランチャイジーから団体交渉通知がなかったと指摘した。

(3) ACCC 及び他団体の提案

ACCC は、すべてのフランチャイジーは、規模やその他の特性に関係なく、フランチャイザーとの団体交渉でクラス免除を有するとすべきと提案した⁽²³⁾。

この団体交渉のクラス免除の提案によれば、資格基準を満たす企業が許可を求めたり、通知を提出したりする必要がなくなり、交渉までの時間がかかったり追加費用を支払ったりすることなく、団体交渉のメリットを実現できる。ただし、ACCC の提案には集団ボイコットの免除までは含まれていなかった。

NSW 州中小企業委員会は、クラス免除には交渉のみならず紛争解決も含める必要があると提案した。

オーストラリア法律評議会ビジネス法セクション中小企業委員会は、契約書に、ACCC の認可がない限り、当事者が団体交渉に参加できないと定めがあると、クラス免除も役に立たないと指摘した。

(4) 委員会の意見

委員会は、すべてのフランチャイジーが規模やその他の特性に関係なくフランチャイザーと団体交渉することを合法化するためのクラス免除に関する ACCC の提案を実施することを推奨した。通知および承認のための手数料は廃止し、集団行動もクラス免除に含め、団体交渉のためのクラス免除の効果を制限しようとする契約条項（報復に関するものも含む）は、不公正な契約条項法の下で違法と制限されるという内容である。

4 2010年 CCA（クラス免除-団体交渉）決定2020とフランチャイズ規約改正との関係

(1) ACCC は、2020年決定により、CCA 第95条 AA (1) の規定に基づき、以下の決定で指定された要件が充たされた企業に対してクラス免除を与えることができることとなった。すなわち、「競争を大幅に軽減する効果が

ない、または効果がない可能性が高い」、または「純公共の利益をもたらす、または生じる可能性が高い」行為であって、グループ形成前の会計年度の売上高が1000万豪ドル未満の企業であること、団体交渉クラス免除通知フォームを ACCC に提出することで足り、これまでの「通知」や「承認」のコストが削減された。このクラス免除を受ける年間1000万豪ドル未満の事業者は、オーストラリアの企業の98.5%となる⁽²⁴⁾。

(2) フランチャイジーの集団は、これにより集団ボイコットの権利を取得することはないが、この決定により、売上高に関係なくフランチャイジーと燃料小売業者はフランチャイザーまたは燃料卸売業者に対して集団行動のクラス免除を受けることができることとなった。

そして、2021年フランチャイズ規約改正により、複数のフランチャイジーが調停を申し立てた場合も、フランチャイザーの調停出頭義務が定められたため(40B)、調停の中で話し合う機会を確保することが可能となった。

第4 フランチャイズ契約終了時の のれん (goodwill) の取扱いの論点について

1 契約終了時ののれん (goodwill) の取扱い

1998年コードは、フランチャイジーにフランチャイズ店を別のフランチャイジーに譲渡する権利を与えた。アンドリュー・テリー教授によれば、この規範の変更により、フランチャイジーがのれんの一部を所有し、事業の価値が取引利益だけに限定されないことを、フランチャイジーも認識するに至ったと指摘している。

2014年改正規約では、フランチャイズ契約が更新されない場合にのれんに真の補償を提供しない場合、競業禁止条項は無効となると定めている(23条)。しかし、こののれんの規定は、競業禁止に影響することを定めた以外

は、のれんの所有や分配について言及していない。

2 のれんに対する考え方

(1) オーストラリアではのれんは概念は、確固たる法的定義がなく定義・観念できないという(調査報告書 Chapter12 12.1)。

オーストラリア連邦裁判所は、1989年、Ranoa Pty Ltd 対 BP Oil 事件 (Ranoa Pty Ltd v BP Oil Distribution Ltd and Anor, [1989] FCA 787; 91 ALR 251.) で同様の見解を述べた。同裁判所は、法律は、のれんに対して補償を支払うことを要求していないと判断した。

(2) 連邦裁判所における「のれん」の考察

1998年、のれんがタクシー運転免許に付随しているかどうか争われた事件 Commissioner of Taxation (Cth) v Murry [1998] HCA 42; 193 CLR 605; 155 ALR 67; 72 ALJR 1065 (16 June 1998)⁽²⁵⁾ の高等裁判所の判決で、のれんの性質は集客できる魅力を構成するすべてを利用する権利であり、実体的な財産とは異なる財産権といえること、その価値は事業の収益が基準を超えるところに存在し、店舗営業の場合は店舗から離れてのれんは存在せず、事業の実施を許可するライセンスとは異なる性質の価値である、と判断した。

本件事件は、マリー氏がタクシー免許とタクシー車両とタクシー協同組合の株式を売却して受け取った金額22万豪ドルが、1936年所得税査定法第Ⅲ A 上の目的のための営業権の支払いに該当するか否か、すなわち「納税者が事業を処分(事業ののれんを含む)」して得た利益であり、同法160ZZR に従ってその利益の一部をキャピタルゲイン税において免除される権利があるか否かで争われた。マリー氏は、ライセンスを他人にリースしておりタクシー事業を行なっていなかった。

税務長官による所得税査定に対するマリー氏の異議は、行政控訴裁判所で支持され、さらに連邦裁判所大法廷の命令では、のれんの処分であることを認め、「タクシーメーカータクシーの譲渡許可申請書」記載のとおり、総額

22万豪ドルのうち18万9000豪ドルがライセンス価値すなわちのれん代の支払いに相当すると判示した。この結果、マリー氏は免税を受ける権利があることとなった。これに対し、税務長官が控訴して、単なる資産売却でありキャピタルゲイン税の免除はされないと主張し、高等裁判所は、マリー氏は資産の譲渡をしたが、自ら事業を行っていないので、のれんは発生せず、従ってのれんを譲渡しておらず、税の免除はないと結論づけた。⁽²⁶⁾

高等裁判所は、のれんの定義は「難しい」と述べた上で、「のれんが実際にはビジネスの他の資産に由来する品質または属性であること」をその理由にあげている。ちなみにオーストラリアの会計基準では、のれんは「その性質上、通常は個別に会計処理されない識別不能な資産からの将来の利益」を構成するものと説明されており、ビジネス関係者は、「のれんは超過価値の概念に関係するもの」とみなしたりしている。

判決理由中では、財産としてののれん、のれんの源、のれんの価値という三側面から検討し、財産としてののれんは、ビジネスの他の資産を使用して収入を生み出す権利であり、事業の遂行から生み出される習慣をもたらず魅力的な力を利用する権利と判示している。また、その源泉は、「製造および流通技術、企業資産の効率的利用、優れた管理慣行、従業員との良好な労使関係、サービスの動機付けや顧客をひきつける競争力のある価格の提供」にある可能性があることとされ、その所在地、近隣に競合他社がないこと、特許や商標などのビジネス製品に関する法定独占の存在、支出の産物としての広告やプロモーションに費やされる資金、賃金、労使勧告、顧客サービスに費やされる資金なども源泉となりうると指摘されている。企業ののれんは会計上資産計上されるが、財産としてののれんは、「本質的に、それに関連する事業から切り離せないもの」と認識されている。

結局、のれんは、事業の運営と無関係に存在するものではなく、のれんはそれを生み出した事業から切り離すことはできないという2つの基本前提があると判断されている。市場参入の許可を与えるだけであるライセンスの譲渡を受けても、そのライセンスはのれんの源泉とはならず、ライセンスを他

人にリースしていた場合は、リースが満了して更新されないならば事業が存在しなくなり、実際に事業をしていた者に発生していたかもしれないのれんも終了するという考え方となる。

本件では、タクシーライセンスをマリー氏が市場から購入したときには事業を開始していないためマリー氏にのれんは存在せず、その後も自ら事業を行っていないので、のれんが発生していないと結論づけられた。しかし、タクシーライセンスの発効が制限されていたことから、ライセンスの取得自体で「習慣を呼び込む魅力」が存在した、すなわちライセンスがのれんの源泉となるという少数意見も述べられている。

(3) 委員会の見解と改正点

委員会は、上記のような判例をふまえ、後述するフランチャイズタスクフォースが、フランチャイズ譲渡に関するデータの収集と分析の実施方法を検討し、フランチャイジーののれんが譲渡契約に含まれることがどれほど一般的であるか、および対応するフランチャイズ契約がのれんをフランチャイジーに帰属させるかどうかを判断することを推奨した。その後、タスクフォースは、特に譲渡契約に営業権が含まれるのが一般的であるが、フランチャイズ契約には含まれていない場合、ポリシーと規制の設定が適切かどうかを再検討する必要があるとしている。

この結果、2021年規約改正では、のれんについて、フランチャイジーがフランチャイズによって生成されたのれんに対する権利を持っているか否かを情報開示事項に追加した。

第5 調査報告書のその他の論点と2021年改正点

1 情報開示及び登録制度

(1) 収益情報開示に関する既存規約の問題と改正

(ア) 2014年改正規約付属書1の開示文書

2015年1月1日施行の2014年改正規約では、2014年改正規約の付属書1の開示文書を、契約締結時、更新時、期間または範囲を延長する場合の各時点で、交付義務を定めている。

フランチャイズ規約第8条では、フランチャイザーが収益情報を提供する場合は、付属書1の20.2項の形式と順序⁽²⁷⁾で記載されなければならないと定めていた。しかし、フランチャイザーが収益情報を提供しないことを選択した場合、項目20.3の定型文を開示文書に含めることで足りた。

その定型文は以下のとおりである。

「フランチャイザーは、〇〇フランチャイズに関する収益情報を提供しない。収益はフランチャイズによって異なる場合がある。フランチャイザーは、特定のフランチャイズの収益を見積もることはできない。」

(イ) フランチャイザーの収益情報開示の義務化と正確性の担保

フランチャイジーのデューデリジェンスにとって特に重要なのは収益情報の提供と正確性である。

フランチャイザーが収益情報を開示しない大きな理由として、この情報を提供することで、不実表示のリスクと法的責任が明らかになるという危惧があり、将来のフランチャイジーは、自ら入手した情報に基づいて独自に予測すべきだという考えがある。

しかし、フランチャイジーになろうとする者は、人口、訪問者数、その他のデータの組み合わせで得られる総収益を見たとしても、一般的に業界に不慣れで、個々の市場統計を実際のビジネスモデルに変換し、利益を得る可能

性のあるビジネスと業界と判断するだけの知識が不足しているため、これらから収益性を判断することは困難となっている。

実際にこれらの情報のいくつかが開示されたとしても、その内容が不正確であったり、或いは誤解を招く情報を提供されたりすることで、多くの紛争⁽²⁸⁾が起きているという実態も明らかにされた。

(ウ) 委員会の見解と改正結果

委員会は、フランチャイズ契約では、将来のフランチャイジーが契約上の義務や個人の負うリスクについて理解が不足しているため、デューデリジェンスを実施し、情報に基づいた意思決定をすることができない可能性があり、公平性を保つために、フランチャイザーが行うべき情報開示が必要となる、と考えていた。そこで、委員会は、フランチャイズが新しく事業を始めるフランチャイズである場合、フランチャイザーは、開示文書において、将来的に比較可能なフランチャイズの2年間の事業活動明細書、損益計算書、および貸借対照表を将来のフランチャイジーに提供する義務を定めること、さらに、開示文書とは別に、フランチャイズ事業に関連する財務情報をフランチャイジーに提供してはならないと規定することを提言した。

そして、財務諸表に関するフランチャイズ開示文書には、次の文言を含めることを要求するよう提言した。

「フランチャイザーの知る限り、この開示文書で提供される収益およびその他の財務情報は次のとおりである。

- 1) 署名時にフランチャイズ規約および関連するオーストラリア会計基準審議会の基準に正確に準拠していること。
- 2) 署名時に書面で不一致が特定されている場合を除く。」

これらの提言を受けて、2021年規約改正では、フランチャイザーが開示文書を提供する前に収益情報を提供した場合、収益情報も開示文書に記載する必要があったとした。(Schedule 1 Annexure 1 20.1A)。また、フランチャイザー

の知る限り、開示文書の収益情報が正確であるという声明をふくめる義務を課した（Schedule 1 Annexure 1 20.2）。

（3）マーケティングファンドの報告および監査の強化の提言と改正

フランチャイズ規約15条がフランチャイザーに義務付けている財務諸表の作成と監査は、同規約31条のマーケティング口座には及ばないかのような解釈が可能であった。⁽²⁹⁾

このように解釈するフランチャイザーが、マーケティング資金を濫用し、フランチャイジーから収受したマーケティング資金を流用したという事実が報告された。

そのような事態に対処するため、15条と31条の文言の統一と、民事罰の導入、マスターフランチャイザーにもフランチャイザーと同様の義務を負わせることを委員会は提言し、かつ、マーケティングファンド口座の実際の財務諸表を、オーストラリア会計基準審議会によって認定された関連基準に規定されている詳細情報とともに、各四半期の終わりから30日以内にフランチャイジーに提供する義務を規定することを求めた。

これらの検討の結果、2021年規約改正では、フランチャイザーが解散した場合の未使用のマーケティング資金の分配を、法律を通じフランチャイズ契約の締結後のフランチャイジーの事業活動を制限する条項の有無を開示事項とした（Schedule 1 Annexure 1 18.1）。

また、マーケティング資金に対処する条項が修正され、マーケティング資金を維持しているが報告義務を遵守していないフランチャイザーに民事罰が課されることとなった。

（4）登録制度

オーストラリアでは、これまでも私的に運営されているフランチャイズレジストリがあり、ウェブサイトでフランチャイジーが最新の開示文書を確認することができる。しかし、フランチャイジーになろうとする者は、登録さ

れている文書の内容を確認することができない。

ACCCは、CCA第51条ADDに基づき、フランチャイザーに直接文書を要求できるので、委員会は、さらにオンラインで開示文書を公開するフランチャイズレジストリシステムをACCCが運営し、これに強制登録をさせて、登録しないフランチャイザーには民事罰を適用することを提言した。

しかし、2021年規約改正では、実現しなかった。

2 フランチャイズ規約に基づく紛争解決の有効性を図る試み

(1) フランチャイズ規約第4章(Part 4)の紛争解決規定

フランチャイズ規約第4章では苦情処理手順を定めており、一方当事者が調停を申立ててから、21日以内に両当事者で紛争解決の合意ができない場合、両当事者に調停への出頭義務が生じると定める(40A)。この調停制度は、申立が容易で安価な価格で効果的な紛争解決ができる制度であり、これは当事者間の力の不均衡を考えると、資力の乏しいフランチャイジーにとって重要な制度である。

しかし、この調停制度には欠陥があることが明らかにされた⁽³⁰⁾。

それは、調停に付された後に3分の2が和解しているものの、フランチャイジーにとっては、不本意な和解であったということであった⁽³¹⁾。

その原因は、調停では、事実上、強い立場にあるフランチャイザーは、交渉による和解に達するインセンティブをもち、弱いフランチャイジーに対し、和解するか訴訟にすると効果的に迫ることができたことにある。フランチャイザーは、フランチャイジーが訴訟を提起する余裕がないことを知っていたので、調停を有利に進める既得権を有していたという意見があった。

(2) 委員会の見解と改正内容

そこで、委員会は、フランチャイジーの調停における弱い立場を改善する事項と、拘束力のある仲裁制度を選択できるようフランチャイズ規約を改正するよう提案した⁽³²⁾。

この結果、2021年規約では、調停のみならず、任意の仲裁紛争解決の選択ができるように規定し、フランチャイズ契約の制限に関係なく裁判外紛争解決手続（ADR）を利用できることとした。

また、調停アドバイザーの機能をオーストラリア中小企業および家族企業オンブズマンに付与し、仲裁および調停を担当できるように規定した。

さらに、多数のフランチャイジーがまとめてフランチャイザーに対し調停を起こした場合にも、フランチャイザーの出頭義務を規定した。

そして、フランチャイザーは、契約が締結された時点で訴訟費用が不確定な場合、契約に関連する将来の訴訟費用を契約上フランチャイジーに転嫁することを禁止した。

3 フランチャイズ契約に対する不公正な契約条項（Unfair Contract Term）法の影響

（1）背景

2015年財務省法改正（中小企業および不公正な契約条項）法（以下、「UCT法」という。）により、オーストラリア消費者法（ACL）の下では、商品やサービスの供給に関連して契約を締結する一定の規模の中小企業は、標準形式⁽³³⁾の契約を用いる場合これに含まれる不公正な条件の濫用から一定の保護を受けることとなった。例えば、バックインモーション理学療法⁽³⁴⁾のフランチャイザーは、フランチャイズ終了後の競業禁止が半径10キロメートル以内、12カ月間に及び、これを回避するためには年間ロイヤリティ料の4倍の「バイアウト手数料」を支払う必要があるという条項を入れていたが、ACCCが指摘して、確約手続（CCA87条B）により廃止させた。

中小企業を対象とするUCT法は、企業間の不公正な行動に対処する既存の法律を補完することを期待されている。

（2）UCTの使用が違法でないという問題

UCT法はフランチャイジー保護に役立つが、UCTは、その使用が違法と

されておらず、ACCC が民事金銭的罰則を与えたり、侵害通知を発したりすることもできない。単に、ACCC が訴訟を起こして裁判所に無効を宣言してもらうことができるだけである。

また、現行では、フランチャイザーは、UCT のクラス免除⁽³⁵⁾を確保し、UCT で無効と宣言されることがないように契約書を書き換えることができるし、新しいフランチャイジーに対しては、わずかな変更を加えることを求めれば、標準形式の契約書でなくなると主張するフランチャイザーも出てきた。

そして、UCT 法は遡及的効力がないことから、期間が来ても新しい契約に書き換えられない契約（永久契約）の場合は、不公平な契約条件が引き続き使用されることとなる。

(3) 委員会の見解と改正点

委員会は、UCT に 2 点の変更を提案した。

まず、CCA に基づく標準形式の契約に UCT を含めることを違法にする法改正を行うこと、次に、UCT の禁止に違反した場合、民事金銭罰および反則通知 (infringement notice) の適用を可能とすることである。

また、フランチャイズ契約における力の不均衡は、フランチャイズ契約から中小企業の規模や従業員数に関係なく生じることから、オーストラリア消費者法 23 条を改正して、全てのフランチャイズ契約に、UCT の適用があると改正すべきと提案した。

その提言を受けて、2021 年規約改正では、UCT を含めることを違法とし、UCT の禁止に違反した場合、民事金銭罰および反則通知を発する権限を ACCC に与えることとなった。

4 フランチャイズ契約終了後の取引制限 (Restraint of trade) について

(1) 背景

オーストラリア法における取引制限条項の有効性は、両当事者の利益のた

めに合理的であると正当化されるかどうかに基づいて決定される。⁽³⁶⁾

フランチャイズ規約23条では、フランチャイズ契約の取引制限条項が契約満了後に効力を持たない場合を規定している。⁽³⁷⁾

（２）委員会の見解と改正点

委員会は、FCAの競業禁止義務を限定する見解⁽³⁸⁾、ACCCの競業禁止規定が不公正な契約条件の1つであるという見解⁽³⁹⁾を考慮し、ACCCを通じて、オーストラリア政府がフランチャイズ規約23条のレビューを委託し、それが目的に適合しているかどうか、変更の必要性を判断するよう勧告した。

委員会は、また、フランチャイズ規約を修正して、23条に適合していない契約条項には効力がないことの説明を開示文書に組み込むことを推奨した。

この検討の結果、2021年規約改正では、フランチャイジーの重大な契約違反によりフランチャイズ契約が終了する場合のみ、競業禁止条項が有効となることをフランチャイズ規約に明記した。

５ フランチャイズタスクフォースの実施と議会での議決

委員会が議会報告書を提出した後、これらの勧告の実現可能性および実施を検討するために、政府機関が機関間フランチャイズタスクフォース（財務省、雇用中小企業省、およびオーストラリア競争消費者委員会の代表者で構成）を設立した。

フランチャイズタスクフォースは、フランチャイズにおける公正性に関する報告書で行われた多くの推奨事項を検討し、さまざまな利害関係者と協議し、問題文書と協議文書の両方への提出と、複数の円卓会議および対象分野の協議にわたるフィードバックを受け取った。新規規制の利害状況については、規制影響ステートメント（RIS）⁽⁴⁰⁾にまとめられて添付書類とされている。

最終文書は、業界の信頼を回復するにはフランチャイズ規制の改革が必要であるということで、関係者の間で幅広いコンセンサスを得たものであり、政府の回答で概説された措置は、報告書と広範な協議に基づいている。そし

て、これらの規制の公開草案のリリースへのフィードバックが最終文書に反映された。

オーストラリア議会は、議会報告書及びタスクフォース最終文書に基づき、フランチャイズ規約の改正を議決し、同改正は2021年7月11日に発効した⁽⁴¹⁾。

6 その他の改正

(1) 非公開の多額の設備投資要求の禁止

契約時に知らされていない多額の設備投資をフランチャイザーが要求することを禁止した。

(2) フランチャイズ契約の遡及的一方的変更の禁止

フランチャイザーは、フランチャイジーの書面による同意がない限り、遡及効果のある契約を一方的に変更することを禁止した。

(3) フランチャイズ規約違反に対する罰則

フランチャイザーのペナルティは、条項により法人は1000万豪ドル、違反から発生したフランチャイザーの利益の3倍、または違反前12カ月間のフランチャイザーの売上高の10%のいずれか大きい方が課されることとなった。また、個人に対しては、50万豪ドル以下の民事罰が課されることとなった。

第6 解決されない「持続可能性のないビジネスモデル」という問題点

2021年規約改正は、議会報告書が求めていた内容のごく一部でしかない。しかし、フランチャイジーに対する「公正性」が少しずつ図られていることは非常に評価できるといえる。

ただ、公開提出物以外の機密提出物の中の上位10件の問題の1つである、「持続可能性のないビジネスモデル」という問題については、明確な解決策

がない。

第4章のケーススタディで挙げられた小売食品グループ RFG というフランチャイザーについては、深刻なビジネスモデルの崩壊の問題が挙げられていた。

RFG では、失敗したフランチャイズであっても新たなフランチャイジーに繰り返し販売する Churning が行われていたり、既存の店舗を閉鎖する一方で、加盟金を取得するために実行可能ではないと思われる新しい店舗を継続的にオープンする Burning が行われていたりしたと報告されている。

委員会は、すべてのフランチャイザーは、複数のフランチャイジーが頻繁に失敗する店舗がなぜ存在するのか認識する必要がある、高い閉店率があればそれを検証し、ビジネスモデルの点検をしなければ、持続可能性のないビジネスモデルを販売した過失があるというべきであると述べている。

しかし、個別の行為の規制が入ったとしても、持続可能性のないビジネスモデル自体の販売禁止については言及されておらず、将来のフランチャイジーのデューデリジェンスに任せられており、フランチャイズ規約で何らかのルールを整備すべきか否かについては、検証の途上にある。

第7 オーストラリアでのフランチャイズ規約改正の手順と日本法への示唆

1 オーストラリアのフランチャイズ規約改正手続の特徴

(1) フランチャイズ関係に力の不均衡があるという重要な視点

オーストラリアでは、1998年にフランチャイズ規約が制定されたときから、フランチャイズ契約におけるフランチャイザーとフランチャイジーとの力の格差を認め、それを是正してフランチャイズの公正性を保とうとすることについてフランチャイズ団体と執行機関の見解の一致があったとみられる。

フランチャイジーの利益を徹底して考えた改正は、短期間では実現してい

ないが、フランチャイズ契約は両当事者にとって「公正でなければならない。」という点では見解が一致しており、フランチャイジーとフランチャイザーとの紛争の多発はフランチャイズビジネスの健全な発展にふさわしくないという考え方には共通の理解が国内に成立しているものと認められる。

対立する利益としては、フランチャイザーの「過度の負担」という点とフランチャイズ・ノウハウの保持という点が考慮されている。

(2) 議会による詳細な調査とタスクフォースの設置および規制影響ステートメント

オーストラリアでは、議会に調査権限があり、特別な調査委員会を立ち上げることができる。そして、幅広く関係者に意見を求め、公聴会及び議会証言を得て、報告書が作成される。

このように、規約改正の根拠となる事実について広く国民各層から集められ、詳細に検討が行われている。

その報告書には、各論点の対立する意見が要約され、それをふまえた委員会の見解が記載され、勧告と推奨事項を明確に記載している。

十分な立法事実の集積と検討の上に、勧告と推奨事項が作成されているところに、フランチャイジーの一方的不利益も浮かび上がり、保護の必要性にも説得力が存在する。

さらに、報告書を作成しただけでなく、勧告と推奨事項に基づき、各省庁から構成されたタスクフォースが立ち上がり、さらに問題に焦点をあてた事実の確認や実施コストの公平な負担の調査が行われ規則案が提出されている。

フランチャイザーに規制を課すにしても、客観的な影響評価が前提に存在している。

2 日本の執行機関による規制改正手続の現状

日本では、フランチャイズ部門は、事業者対事業者の問題と考えられ、経

経済産業省・中小企業庁及び独占禁止法を所管する公正取引委員会が主に所管している。フランチャイズに関しては、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法の考え方」（2002年4月24日、最終改正2021年4月28日、以下「フランチャイズ・ガイドライン」という。）が存在する。

2019年10月から2020年8月にかけて、公正取引委員会が全コンビニ加盟店に対してアンケート調査を行い、2020年9月2日「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査について」という報告書（以下、「2020年報告書」という。）が作成されている。しかし、これは広く国民から意見を募集するものでもなく、公聴会を開催するでもなく、事前に決めていた改善事項について証拠を集めようとしただけという程度でフランチャイズ・ガイドラインを修正したに留まる。

同じ競争法執行機関としても、法規制の提言をせず問題を放置しているとしかいいようがない。

しかも、フランチャイズ紛争は毎年多数存在しているにもかかわらず、大手コンビニ本部に対し秘密裡に指導し、その効果も改善内容も秘密とされている。

韓国公正取引委員会などは、日本のガイドラインに学んで法律を作ったと述べているが、日本に法律もなく何もしていないことに、韓国の法曹が驚くほどである。

経済産業省は、中小企業庁を統括しながら、フランチャイザーの利益しか考慮してこなかった。

3 日本における規制法制定への示唆

日本では、各議院が憲法62条に基づく国政調査権の行使として、委員会が調査することができるが、あくまで国会の中で行われ、一般国民から意見を求めることは必須ではない。

そのため、法執行行政機関であり独立行政委員会である公正取引委員会が調査し、法改正の提案もすることが求められている。

ところが、公正取引委員会のこれまでのフランチャイズ調査は、フランチャイジーの一部のアンケート調査にとどまり、上記のとおり2020年報告書の調査については全員対象にアンケートをしたものの、オーストラリアのように広く公開の意見を募集することはなく、公聴会を開くこともない。このようなやり方では、立法事実となる事実を調査したことにはならないであろう。

より重要なことは、そもそもオーストラリアのようにフランチャイザーとフランチャイジーの間の権力の不均衡があり是正しなければならないという視点が、公正取引委員会に欠如していることである。

オーストラリアでは、調査報告書に基づき、タスクフォースを立ち上げているが、その中には、財務省、雇用中小企業省、ACCCが含まれている。これは、公正性といった場合、財務的公正性という視点、雇用法的公正性という視点が必要だと考えているからであろう。さらに、オーストラリアでは、法案が議会に提出される際に、人権の観点から精査が行われる。

日本では、これらの視点が執行機関に全く欠如しているため、フランチャイジーのうち圧倒的多数を占める零細企業、個人事業主がフランチャイズ契約の名の下に不合理な取扱いを受けており、紛争が絶えないほか、少なくない数の自己破産、過労死、自殺、家庭崩壊が発生しているにもかかわらず、1973年に問題が指摘されてから50年もの間、適切な施策がとられていないと考えられる。

競争には公正なルールが必要であり、その公正なルールとは、独占禁止法の文言やその狭い範囲の解釈によってのみ見出されるものではなく、日本の経済を構成する各分野、労働諸法であり、消費者諸法であり、財務会計諸法等の価値をも含むものと言わなければならない。

これらの法の価値が、競争の中で適切に機能してこそ、公正なルールの下で競争ができるのであり、公正な競争による経済の発展も望めるといえる。従って、フランチャイズ分野の法規制も、公正性の観点から整備されなければならないというべきである。

- (1) ミニストップ・リベート請求事件東京地判平成25年11月12日判決（判タ1417号215頁）
- (2) ミニストップ・更新拒絶清算金請求事件東京地判平成26年9月10日判決（未搭載）
- (3) Robert Gardini, Review of the Franchising Code of Practice: Report to Senator the Hon Chris Schacht, Minister for Small Business, Customs and Construction, Australian Government Publishing Service, Canberra, p. v.
- (4) 1998年規約の根拠規定は1974年貿易慣行法にあった。
- (5) Mr Alan Wein, Review of the Franchising Code of Conduct, 30 April 2013, pp. viii-xi.
- (6) オーストラリアでは、ロイヤルティとは別に、広告やマーケティングに要する費用としてマーケティング費用をフランチャイジーから徴収する慣行があり、その積立資金をマーケティングファンドと呼んでいる。
- (7) Queensland District Court Decisions Guirguis Pty Ltd v Michel's Patisserie System Pty Ltd & Ors (No2) [2019] QDC (February)
- (8) 同委員会は、2001年オーストラリア証券投資委員会法（ASIC法）第14章に基づき設立された委員会であるが、議会から付託された事項について調査、報告する義務がある（同法243条）。
- (9) 2015年財務法改正（中小企業および不公正な契約条件）法により、不公正な契約条件の保護が中小企業契約に拡大された。同規定は、2016年11月12日以降に締結または更新された標準形式の契約に適用される。この点、変更契約の場合は、変更された条件にのみに適用されるとされた。
- (10) 委員会が受領した提出物の80%以上はフランチャイジーによって提出された。その他は、フランチャイザー、弁護士、研究者、アドバイザー、政府機関が提出している。

フランチャイズシステムを特定した提出物のうち、40%以上が、リテールフードグループ（RFG）、フードコ、ドミノ、カルテックスであった。その他、コールドロックアイスクリーム、7-Eleven、オートバーン、クレイブブルブランド、ピザハットであった。マクドナルドなど他の大規模チェーンの提出物はほとんどなかった。
- (11) 1974年貿易慣行法制定時から認可規定は盛り込まれていた。
- (12) 詳細な要件及び事例は、和久井理子、McCrystal, Shae「オーストラリ

- ア競争法における団体交渉適用免除制度—小規模事業者による団体交渉にかかる認可・届出を中心に」競争政策研究センターCPDP-74-J January2020.
- (13) Re 7-Eleven Stores Pty Ltd (1994) ATPR41-357, 42677
- (14) “Bargaining in a Vacuum? An Examination of the Proposed Class Exemption for Collective Bargaining for Small Businesses” Tess Hardy and Shae McCrystal https://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/journals/SydLawRw/2020/14.html?context=1;query=franchise ACCC collective action;mask_path=2023.10.29 最終閲覧。
- (15) 同上 7 p
- (16) ACCC は、過去に、①サプライヤーや郵便局と交渉する新聞販売店やその他の小売業者、②宝くじオペレーターと交渉する売り場のオーナー、③加工業者と交渉する酪農家、鶏生産者、野菜生産者などの一次生産者、④運送会社と交渉するトラックドライバーに団体交渉を許可している。
- (17) Re VFF Chicken Meat Growers’ Boycott Authorisation [2006] ACompT 2 (21 April 2006)
- (18) 同上 Par 436
- (19) Australian Medical Association (Vic) Pty Ltd /Werribee Mercy Hospital 2007C800005
- (20) フランチャイズ規約第33条は、フランチャイザーが、①フランチャイジーまたは将来のフランチャイジーが協会を結成する自由、②フランチャイジーまたは将来のフランチャイジーが、合法的な目的で他のフランチャイジーまたは将来のフランチャイジーと提携する能力を、制限または損なう行為に従事してはならない、と規定している。これに反した場合、民事罰として 300 (2022年 4 月15日から600) ペナルティユニットが課される。
- (21) ACCC, Guide to Collective Bargaining Notifications (2008) 33.
- (22) Ian Harper et al, Parliament of Australia, Competition Policy Review: Final Report (Report, March2015) (‘Harper Review’).
- (23) Australian Competition and Consumer Commission, Potential ACCC Class Exemption for Collective Bargaining, discussion paper, 23 August 2018, pp. 8, 9; Australian Competition and Consumer Commission, ACCC Class Exemption for Collective Bargaining—Update, 19 December 2018, p. 4.
- (24) Explanatory Statement—Competition and Consumer (Class Exemption—Collective Bargaining) Determination 2020 Par23.
- (25) <https://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/cases/cth/HCA/1998/42>.

html (2023.11.15 最終閲覧)

(26) 同上 2 p

(27) 収益情報は、①フランチャイズビジネスまたはフランチャイズシステム内のフランチャイズ過去の収益データ、②販売のためのフランチャイズビジネスとフランチャイズの違い、過去の収益データを提供するために使用されるビジネス、③フランチャイズ事業の予測収益および予測の基礎となる仮定、④フランチャイズ事業の過去または将来の収益情報を評価できるその他の情報の順に記載することとなっている。

(28) オーストラリア法律評議会は、「既存の特定の項目の曖昧な表現、必要な情報の不十分な解釈、フランチャイザーまたはそのアドバイザーが開示文書を作成する際の適正と経験の程度など、多くの要因の結果である。」と、情報の欠如または誤った情報から多くの紛争が生じていることを認めた。

雇用中小企業省は、開示または不実表示に関連する申立ての問題が、2017年1月1日から2017年12月30日までの間にフランチャイズ調停顧問室に提出された286件の調停要求の10%を占めていると述べている。

(29) フランチャイズ規約15条は、フランチャイズ契約によりフランチャイザーが監理するマーケティングファンドにフランチャイザーが金員を支払う必要がある場合に、財務諸表の作成と監査を義務付けている。また、31条は、マーケティングファンドをロイヤルティの支払いとは別の口座を用意することを義務付けている。

(30) フランチャイズ調停アドバイザー (OFMA) は、2017年1月1日から2018年9月30日までの21カ月間に477件の紛争をパネル調停人に付託した。この紛争では202のフランチャイザーが対象となっていた。全フランチャイザーの4%が10以上の紛争の対象となり、すべての問題の45%を占めていた。全フランチャイザーの69%が、1回のみ紛争の対象となった。

OFMAは2017年に実施した調停の和解率は80%、2018年第1四半期は85%、完全に解決したのは68%だという。

(31) オーストラリアフランチャイザー連盟 (FFA) は、OFMAを介した現在の紛争解決プロセスは、軽微な紛争には有用であるが、力の不均衡から生じる紛争の解決をもたらすために必要な権限をもっていないと述べた。

(32) これに対してFCAは、仲裁は敵対的な環境を作り出すこと、仲裁は調停よりコストがかかり紛争解決が遅れること、OFMAには仲裁人に必要な経験者がほとんどいないこと、などをあげて、仲裁の導入に反対した。

(33) 小売り・サービス業の場合は正規従業員20人未満、製造業の場合は100

名未満が対象となる。

- (34) Undertaking to the Australian Competition and Consumer Commission (ACCC) by Back In Motion Physiotherapy Pty Ltd ACN 109 945 388 (Back In Motion).
- (35) ACCC は、競争法に違反する可能性のある特定の「行動クラス classes of conduct」について、事業者に競争法の免除を与える権限がある。
- (36) Competition and Consumer (Industry Codes–Franchising) Regulation 2014, Explanatory Statement, Select Legislative Instrument No. 168, 2014 (see section on clause 23) .
- (37) Competition and Consumer (Industry Codes–Franchising) Regulation 2014, cl. 23.
- (38) Franchise Council of Australia, Submission 29, p. 29.
- (39) Australian Competition and Consumer Commission, Submission 45, p. 6.
- (40) ベストプラクティス規制局 (OBPR) は、RIS が政府の影響分析要件に対して適切であると評価した (OBPR 参照 : 25083)。
- (41) この「競争および消費者 (業界コード-フランチャイズ) 改正 (フランチャイズの公正性) 規則2021」の目的は、フランチャイズ分野の公正性と透明性を向上させることであると説明されている。フランチャイズ分野での競争と公正な取引を促進し、フランチャイズ契約の締結を希望する当事者の保護を提供することにより、オーストラリア人の福祉を強化するという2010年CCAの包括的な目標を推進するものとなっていると説明されている。